

【第3部】

建設業法における元請責任

建設業の特徴

受注産業

請負契約 → 完成後に引き渡し
あらかじめ需要を想定して生産困難



- 経営は不安定
- 複雑な下請構造

移動産業

機械や労働力の能率的な使用が困難

屋外産業

気象天候の影響を大きく受ける

総合産業

- 他の産業と密接に結びついており、国民経済に多大な影響
- 逆に、他の産業からの影響を受けやすい

建設業の許可

建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事のみを行う場合を除いて、**建設業法第3条**の規定に基づき、土木、建築など**29の建設工事**の種類ごとに建設業の許可を受けなければなりません。

軽微な建設工事



建設業の許可は不要

工事1件の請負代金額が**500万円未満**の工事

(**建築一式工事**では、工事1件の請負代金額が**1,500万円未満**の工事

又は、**延べ面積150㎡未満の木造住宅工事**)

* 材料が支給される場合は、その市場価格または市場価格及び運送賃を請負代金の額に加算し判断する。

許可の有効期限は **5年間**

※ 有効期限の満了後も、引き続き建設業を営もうとするのであれば、建設業許可の更新が必要。

建設業法に基づく 工事現場に配置すべき技術者

主任技術者（建設業法第26条第1項）

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、**元請・下請、請負金額に係わらず**工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、**主任技術者**を配置しなければなりません。

監理技術者（建設業法第26条第2項）

発注者から**直接請け負い、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）**以上の**下請契約をして施工する場合は、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者**を配置しなければなりません。

工事の丸投げ(一括下請負)

建設業法第22条(一括下請負の禁止)

- 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはいけません(第1項)
- 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはいけません。(第2項)
- 前2項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、**当該工事の元請負人が予め発注者の書面による承諾を得た場合は適用しません。(第3項)**

入札契約適正化法第14条(一括下請負の禁止)

- 公共工事については、いかなる理由があっても一括して他人に請け負わせることや請け負うことはできません。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「実質的に関与」とは

平成28年10月14日付国土建第276号
「一括下請負の禁止について」

自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的に元請・下請けの役割については、以下のとおりです。

元請が果たすべき役割		下請けが果たすべき役割	
施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○ 下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○ 設計変更等に応じた施工計画書等の修正 	施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○ 下請負人の作成した施工要領書等の確認 ○ 元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った建設工事全体の進捗管理 ○ 下請負人間の工程調整 	工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った範囲の建設工事の進捗確認
品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認 	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った範囲の建設降雨時に関する立会確認（原則） ○ 元請負人への施工報告
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置 	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○ 現場作業に係る実地の総括的技術指導 	技術的指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守 ○ 現場作業に係る実地の技術指導*
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発注者等との協議・調整 ○ 下請負人からの協議事項への判断・対応 ○ 請け負った建設工事全体のコスト管理 ○ 近隣住民への説明 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 元請負人との協議* ○ 下請負人からの協議事項への判断・対応* ○ 元請負人等の判断を踏まえた現場調整 ○ 請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理 ○ 施工確保のための下請負人調整
→ 以上の事項を全て行うことが求められる。		→ 以上の事項を主として行うことが求められる。 (注) * は、下請が、自ら受けた工事と同一の種類工事について、単一の建設企業と更に下請け契約を締結する場合に必須とする事項	

工事の丸投げ(一括下請負)

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、原則として**営業停止処分**により厳正に対処するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外することとしています。

建設業法で定める標識の掲示

建設業法 第40条

建設業者は、その**店舗及び建設工事の現場ごと**に、公衆の見易い場所に、…(略)…建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければなりません。

◆ 掲示すべき記載事項(規則第25条第1項)

- (一) 一般建設業又は特定建設業の別
- (二) 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- (三) 商号又は名称
- (四) 代表者の氏名
- (五) 主任技術者又は監理技術者の氏名

建設業法で定める標識の掲示

現場用

建設業の許可票			
商号又は名称		〇〇建設株式会社	
代表者の氏名		三重 太郎	
主任技術者の氏名	専任の有無	三重 一郎	専任
	資格名	資格者証 交付番号	一級土木施工管理技士 00020123456
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業	
許可を受けた建設業		土木工事業 とび・土工工事業	
許可番号		三重県知事許可(特-1)第123号	
許可年月日		令和2年3月14日	

資格者証交付番号：
監理技術者の場合のみ記載する。

【サイズ 25cm以上 × 35cm以上】

建設業法における請負契約

民法

- 口約束だけでも効力あり

建設業法 第19条

建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従って、契約の締結に際して次頁に掲げる事項(14項目)を書面に記載し、署名又は記名をして相互に交付しなければならない。

~~口頭契約~~

- 請負代金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐため
- 当事者間の権利義務関係を明確にする必要があるため

契約書に記載しておかなければならない重要事項14項目

①工事内容

②請負代金の額

③工事着手の時期及び完成の時期

④前払金又は出来高払の時期及び方法

⑤当事者の申し出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑥天災その他の不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期

⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑫工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑬各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

⑭契約に関する紛争の解決方法

～ご清聴ありがとうございました～